

報道関係者 各位

令和3年12月24日

【照会先】

岡山労働局 職業安定部 職業対策課

担当：職業対策課長 木畑 文彦

事業所給付監査官 黒田 保徳

電話：086-801-5108

雇用調整助成金等を不正受給した事業主 および社会保険労務士の公表について

今般、下記の事業主および社会保険労務士について、当該助成金を不正に受給したことが確認され、支給決定の取消し等を行いましたので公表します。

事業所	名称	有限会社武田石材
	所在地	岡山市北区矢坂本町26-24
	代表者氏名	代表取締役 高橋健太 (※役職は当時)
	事業の概要	石材加工販売
不正に関与した 社会保険労務士	名称	磯島事務所
	所在地	岡山市北区富原3296-47
	氏名	磯島武
不正受給の概要1	助成金名	雇用調整助成金
	不正受給額	5,299,931円(全額返納済み)
	不正申請額 (未遂分)	5,200,515円
	支給決定取消日 不支給決定日	令和3年12月21日
	内容	事業主と社会保険労務士が共謀して、休業を実施していないにもかかわらず、虚偽の関係書類を作成し不正に受給した(しようとした)もの。
不正受給の概要2	助成金名	人材開発支援助成金
	不正受給額	624,520円(全額返納済み)
	支給決定取消日 不支給決定日	令和3年12月21日
	内容	事業主と社会保険労務士が共謀して、訓練を実施していないにもかかわらず、虚偽の関係書類を作成し不正に受給したものの。